

地 発 1121 第 2 号  
基 総 発 1121 第 1 号  
職 総 発 1121 第 1 号  
雇 児 雇 発 1121 第 1 号  
政 労 働 参 発 1121 第 1 号  
平成 26 年 11 月 21 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長  
（公印省略）  
厚生労働省労働基準局総務課長  
（公印省略）  
厚生労働省職業安定局総務課長  
（公印省略）  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課長  
（公印省略）  
厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官  
（公印省略）

#### 労働法制の普及等に関する取組の強化について

標記労働法制の普及等に関する取組については、平成 24 年 8 月 31 日付け地発 0831 第 3 号、基総発 0831 第 1 号、職総発 0831 第 1 号、雇児雇発 0831 第 1 号、政労働参発 0831 第 1 号「労働法制の普及等に関する取組について」により取り組んでいただいているところである。

今般、下記のとおりこの取組の強化を行うこととしたので、目的及び取組の内容をご了知の上、引き続き積極的に取り組んでいただくようお願いする。

#### 記

##### 1 経緯・目的

平成 24 年 6 月 12 日の雇用戦略対話（※1）において、労働界、産業界、教育界、有識者及び政府は、自ら職業人生を切り拓ける骨太な若者への育ちを社会全体で支援するため、「若者雇用戦略」（※2）について合意したところである。

この「若者雇用戦略」では、「労働法制の基礎知識の普及を促進する」、「就職支援等の仕組みや労働法制等について教える等、キャリア教育の充実を図る必要がある」等の内容が盛り込まれているところである。

これから社会に出て働くことになる若者に対し、労働法制の基礎知識の周知を図ることは、労働者の関係法令の不知による問題事案の発生を未然に防止するとともに、若者の職業についての意識の涵養等に資するものである。

このため、平成 24 年 9 月より、大学生等の労働法制の知識を深める取組を行うため、都道府県労働局においては、幹部が管内の大学等に協力の用意があることを申入れるとともに、労働法制の普及等に資するセミナーや講義等を活用した各種取組について、管内の大学等から要請がなされた場合には、積極的に引き受けていただいているところである。

労働法制の普及等については、先の第 186 通常国会における国会質問等でも「中卒者や高校中退者、高卒者に対する労働法制教育」の必要性等について指摘されているところであり、また、学校教育を所管する文部科学省からも、大学生等の在学中におけるアルバイト等の就労において労働問題が発生した場合の対応等について相談があったところである。

については、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する問題への対応や、新卒者・既卒者等の就職環境に対する支援、パートタイム労働者や有期契約労働者等の均等な機会や待遇の確保対策等多くの対応を行っていただいているところ、労働法制の普及等についてもこれまで以上に取組を強化する必要がある。

## 2 方針

上記経緯・目的を踏まえ、各都道府県労働局におかれては、下記（１）のこれまでの取組に加え、下記（２）のとおり取組の強化を行うとともに、その実績等について下記（４）のとおり毎年半期毎に大臣官房地方課あて報告すること。

### （１）従前からの取組事項

各都道府県労働局の幹部においては、労働法制の普及等に資するセミナーや講義等を活用した各種の取組について、自ら管内の大学等に協力の用意があることを申入れるとともに、管内の大学等から要請がなされた場合には、積極的に引き受けていただいているところである。

また、セミナーや講義等を実施する際には、労働法についてのハンドブック「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」(※ 3) 等を活用することとしている。なお、当該ハンドブックの他に適した教材がある場合には、大臣官房地方課あて送付いただいているところである。

### （２）取組を強化する事項

上記（１）の従前からの取組事項に加え、以下の支援・取組について積極的に取り組むようお願いする。

ア 大学等からの相談・要請があった場合の、大学等における学生等に対する、アルバイト等における労働トラブル発生時の相談先の周知への支援

イ 中卒者・高校中退者・高卒者等の若年求職者に対する、ハローワーク等で開催され

るセミナー等を利用した労働法制普及の取組

### (3) 取組強化の留意点

ア 「アルバイト等における労働トラブル発生時の相談先の周知への支援」について、大学等から相談・要請があった場合には、既存の資料の提供や、大学等の作成する資料等に対する校正・資料提供等について、積極的な支援を行うようお願いする。

イ 「ハローワーク等で開催されるセミナー等を利用した労働法制普及の取組」について、既に各ハローワークにおいて若年労働者向け講習・セミナー等を実施している中で労働法制の周知強化の取組をお願いする。

具体的には、例えば、必要な講師派遣の手配等を総務部が主体となり行うとともに、セミナーにおける説明時間の確保については職業安定部と相談・調整しつつ、わかものハローワークにおける再就職支援セミナーにおいて、労働法制に関する説明時間を確保し、必要に応じ講師を派遣する等の取組を行うようお願いする。

### (4) 実績等の報告

労働法制の普及等に関する取組実績等について、上記2(1)記載の労働法制の普及等に資するセミナーや講義等への講師の派遣実績等については別紙1様式により、上記2(2)ア記載の「アルバイト等における労働トラブル発生時の相談先の周知への支援」の実績等については別紙2様式により、上記2(2)イ記載の「ハローワーク等で開催されるセミナー等を利用した労働法制普及の取組」の実績等については別紙3様式により、それぞれ以下報告期限までに、毎年半期毎に大臣官房地方課あて報告すること。

ア 上半期：4月～9月の実績について、10月10日までに報告

イ 下半期：10月～翌年3月の実績について、4月10日までに報告

※提出期限が土日祝日等の場合は、その翌日を期限とする。

※報告先 E-mail：[chihou-kikaku@mhlw.go.jp](mailto:chihou-kikaku@mhlw.go.jp)

### 3 その他

本件取組のうち、上記2(1)及び(2)ア記載の大学等からの相談・要請に対する積極的な対応の方針については、別添1のとおり平成26年11月21日付けで文部科学省高等教育局関係課に対し依頼し、別添2のとおり同省から各大学等に対し文書が発出される予定である。

また、11月23日付けで、労働条件や労務管理に関する情報を広く発信するポータルサイト「確かめよう 労働条件」を開設することとしているので、御活用頂きたい。

(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp>)

なお、学生・生徒を対象とした、労働法制普及のための新たなツールとして、本年度中に、より分かりやすい資料を作成し、各都道府県労働局にも提供したいと考えているので、各局におかれても、これまで以上にご尽力いただくようお願いする。

## 【参考】

### (※1) 雇用戦略対話

緊急雇用対策（平成 21 年 10 月 23 日緊急雇用対策本部決定）に基づき、雇用戦略に関する重要事項について、内閣総理大臣の主導の下で、労働界、産業界を始め各界のリーダーや有識者が参加し、意見交換と合意形成を図ることを目的として、設置された。

### (※2) 若者雇用戦略（抄）

#### II. 具体的施策

##### (1) 機会均等・キャリア教育の充実

大卒・高卒の就職率は9割を超えているが、中退者・無業者・一時的な職についた者・早期離職者を合わせると、高卒の3人に2人、大卒の2人に1人は、学校から職場に円滑に接続していない状況であることを踏まえ、社会に出る前に社会人として必要な能力や態度を育て、就職支援等の仕組みや労働法制等について教える等、キャリア教育の充実を図る必要がある。

##### (3) キャリア・アップ支援

###### ⑨ 若者が働き続けられる職場環境の実現、非正規雇用の労働者のキャリア・アップ支援

- 若者が安心・安全で健康に働き続けることができるよう、過重労働による健康障害の防止のための総合対策を推進することにより、職場環境の改善を図る。  
また、法違反やトラブルに対応する労働局の総合労働相談コーナーの体制の充実や、労働法制の基礎知識の普及を促進する。

### (※3) 「知って役立つ労働法」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouzenpan/roudouhou/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/)

## 労働法制の普及等に関する取組実績報告書

		労働局名	〇〇労働局		
		報告対象期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
実施場所(大学等の名称)	実施年月日	主な対象者	参加者数(人)	講義時間(H)	労働局から派遣した講義者の官職

※適宜行を追加して実績の記載をお願いします。

労働トラブル発生時の相談先の周知に関する支援実績報告書

		労働局名:	〇〇労働局	
		報告対象期間:	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
支援対象 (大学等の名称)	支援期間	支援内容 (何について、どのような支援を行ったか)	支援結果 (支援の結果や成果物等)	









地発 1121 第 1 号

平成 26 年 11 月 21 日

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長 殿  
文部科学省高等教育局大学振興課長 殿  
文部科学省高等教育局専門教育課長 殿  
文部科学省高等教育局学生・留学生課長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長



## 労働法制の普及等に関する取組に係る協力依頼について

貴職におかれましては、日頃より労働行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省としては、これから社会に出て働くことになる若者が、労働法制の基礎知識の理解を深めることは、職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について考える上で重要なことであり、また、労働トラブルが発生した際に相談できる窓口を了知することは、問題の迅速な解決を促進することにつながるることとなることから、各都道府県に設置している都道府県労働局（以下「労働局」という。）において、下記の取組を行うこととしております。

貴職におかれましては、このような取組に御理解いただきますとともに、各大学等への周知について、御協力を賜りたく、よろしくお願いいたします。

## 記

## 1 労働局による労働法制の普及等に関する取組について

労働局では、労働法制の普及等を進めるため、大学等において実施されるセミナーや講義等を活用した各種の労働法制の周知に関する取組を行っており、大学等に協力する用意があることを申入れるとともに、大学等より以下（1）（2）のとおり相談・要請があった場合には、積極的に対応するよう指示をしているところです。

（1）セミナーや講義等への講師の派遣要請がなされた場合

（2）学生等に対するアルバイトによる労働トラブル発生時等の相談先の周知などについて、相談・要請があった場合

なお、上記取組は、労働局の業務の一環として行うものであり、労働局職員の旅費等の経費については、当省において負担することとしております。

また、当省では、就職を控えた学生等や若者が働くときに知っておくべき労働法についてのハンドブックとして「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」を作成し、当省ホームページ（※）に掲載しておりますので、その活用についても併せて周知のほど、よろしく願いいたします。

※厚生労働省のホームページ（ハンドブック）

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouzenpan/roudouhou/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/)

## 2 相談・要請等に際しての労働局の窓口について

上記取組にあたり相談・要請等がある場合の照会先については、別添1「都道府県労働局対応窓口一覧」のとおりお知らせいたしますので、大学等への周知について御協力をお願いいたします。

また、労働トラブル発生時等の相談先については、各都道府県労働局・労働基準監督署内等へ設置している「総合労働相談コーナー」において相談を受け付けています。同コーナーについては、別添2「都道府県労働局内総合労働相談コーナー一覧」のとおり都道府県労働局内に設置するとともに、当省ホームページ（※）において最寄りのコーナーを確認出来るようになっておりますので、併せて大学等への周知について御協力をお願いいたします。

※厚生労働省ホームページ（総合労働相談コーナー）

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

【照会先：厚生労働省（代表）03-5253-1111】

大臣官房地方課（内線 7250、7255）

## 「労働法制の普及等に関する取組」に係る都道府県労働局対応窓口一覧

平成26年10月現在

労働局 (窓口)	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
北海道労働局総務部企画室	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎9階	011-707-2700
青森労働局総務部企画室	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎8F	017-734-4212
岩手労働局総務部企画室	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3002
宮城労働局総務部企画室	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8834
秋田労働局総務部企画室	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階	018-883-4254
山形労働局総務部企画室	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8226
福島労働局総務部企画室	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階	024-536-4600
茨城労働局総務部企画室	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎4階	029-224-6212
栃木労働局総務部企画室	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9112
群馬労働局総務部企画室	371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階	027-210-5002
埼玉労働局総務部企画室	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6201
千葉労働局総務部企画室	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2303
東京労働局総務部企画室	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階	03-3512-1610
神奈川労働局総務部企画室	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7357
新潟労働局総務部企画室	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階	025-288-3501
富山労働局総務部企画室	930-8509	富山市神尾本町1-5-5 富山労働総合庁舎1階	076-432-2728
石川労働局総務部企画室	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4421
福井労働局総務部企画室	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎14階	0776-22-0221
山梨労働局総務部企画室	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2851
長野労働局総務部企画室	380-8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎4階	026-223-0551
岐阜労働局総務部企画室	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階	058-245-8124
静岡労働局総務部企画室	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階	054-254-6320
愛知労働局総務部企画室	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0252
三重労働局総務部企画室	514-8524	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎3階	059-226-2110
滋賀労働局総務部企画室	520-0057	大津市御幸町6-6	077-522-6648
京都労働局総務部企画室	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3212
大阪労働局総務部企画室	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階	06-6949-6050
兵庫労働局総務部企画室	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階	078-367-0700
奈良労働局総務部企画室	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2階	0742-32-0202
和歌山労働局総務部企画室	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎3階	073-488-1101
鳥取労働局総務部企画室	680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857-29-1701
島根労働局総務部企画室	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7007
岡山労働局総務部企画室	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-225-2017
広島労働局総務部企画室	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階	082-221-9240
山口労働局総務部企画室	753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0365
徳島労働局総務部企画室	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-9142
香川労働局総務部企画室	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8916
愛媛労働局総務部企画室	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階	089-935-5201
高知労働局総務部企画室	780-8548	高知市南金田1-39 労働総合庁舎4階	088-885-6028
福岡労働局総務部企画室	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館5階	092-411-4763
佐賀労働局総務部企画室	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎3階	0952-32-7167
長崎労働局総務部企画室	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階	095-801-0022
熊本労働局総務部企画室	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階	096-211-1706
大分労働局総務部企画室	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3階	097-536-3218
宮崎労働局総務部企画室	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985-38-8821
鹿児島労働局総務部企画室	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8239
沖縄労働局総務部企画室	900-0006	那覇市おちろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-4403

※各都道府県に設置されている都道府県労働局総務部企画室へご相談下さい。

## 都道府県労働局内総合労働相談コーナー一覧

平成25年7月現在

労働局	郵便番号	所在地	電話番号
01 北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9F	011-709-2311 (内線3577)
02 青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎8F	017-734-4212
03 岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3002
04 宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8834
05 秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階	018-883-4254
06 山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8226
07 福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024-536-4600
08 茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎4階	029-224-6212
09 栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9112
10 群馬	371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9F	027-210-5002
11 埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262
12 千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2303
13 東京	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階	03-3512-1608
14 神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7358
15 新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階	025-288-3501
16 富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎1階	076-432-2728
17 石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4432
18 福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎14階	0776-22-3363
19 山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2851
20 長野	380-8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎 4階	026-223-0551
21 岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階	058-245-8124
22 静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階	054-252-1212
23 愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0266
24 三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎3階	059-226-2110
25 滋賀	520-0057	大津市御幸町6-6	077-522-6648
26 京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3221
27 大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階	06-6949-6050
28 兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階	078-367-0850
29 奈良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2階	0742-32-0202
30 和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎3階	073-488-1020
31 鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857-22-7000
32 島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7009
33 岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-225-2017
34 広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階	082-221-9296
35 山口	753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館6階	083-995-0398
36 徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-9142
37 香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8916
38 愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階	089-935-5208
39 高知	780-8548	高知市南金田1-39 労働総合庁舎4階	088-885-6027
40 福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館5階	092-411-4764
41 佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎3階	0952-32-7167
42 長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階	095-801-0023
43 熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階	096-211-1706
44 大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3階	097-536-0110
45 宮崎	880-0012	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎2階	0985-38-8821
46 鹿児島	892-0816	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8239
47 沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3階	098-868-6060

※上記の他、各労働基準監督署にも総合労働相談コーナーは設置されています。

最寄りの総合労働相談コーナーのご利用を希望される場合は厚生労働省ホームページ（以下URL）にてご確認をお願いいたします。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

事務連絡  
平成26年11月25日

各国公私立大学担当課  
各公私立短期大学担当課  
各国公私立高等専門学校担当課 御中  
各都道府県専修学校各種学校主管課  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課  
高等教育局大学振興課  
高等教育局専門教育課  
高等教育局学生・留学生課

### 労働法制の普及等に関する取組について

このたび、厚生労働省より、別添のとおり、労働法制の基礎知識の普及に関する取組について協力依頼がありました。

これは、厚生労働省の経費により、各都道府県労働局の職員が、労働法制の普及等に関する大学等の取組に関して協力する用意があることについて周知を依頼されたものです。

つきましては、貴学におかれましても、労働法制に関するセミナーや講義等の各種取組への協力を希望される場合には、域内の都道府県労働局に対して協力の依頼を行っていただきますようお願いいたします。

なお、関連して、就職を控えた学生等や若者向けのハンドブックとして「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」が厚生労働省のホームページ（※）に掲載されていますので、あわせて周知・活用をお願いします。

また、現状においても、学生等の多くがアルバイトに従事していますが、学生等が労働関係法令に違反した状態でアルバイトに従事させられるような事態が生じることを防ぐため、あるいは、そのような事態が生じた場合に適切に対処するため、各都道府県労働局において、学生等からの労働トラブルに係る相談を受け付ける準備があることや前述の厚生労働省のホームページに掲載されているハンドブックの活用について、貴学において学生等に広く周知いただくとともに、必要に応じて各都道府県労働局の対応窓口と連携を図るなどの適切な対応をお願いします。あわせて、インターンシップについても、無給・有給にかかわらず、同様の対応をお願いします。

都道府県専修学校各種学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課におかれましては、所管の専修学校・各種学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学におかれましては管下の専修学校に対して、このことについて周知いただきますようお願いいたします。

(※) 厚生労働省のホームページ「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouzenpan/roudouhou/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/)

**【本件担当】**

《専修学校・各種学校》

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課  
専修学校教育振興室専修学校第一係

TEL:03-5253-4111 (内線:2915)

《大学（就職指導等以外に関する問い合わせ）》

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

TEL:03-5253-4111 (内線:2493)

《高等専門学校（就職指導等以外に関する問い合わせ）》

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係

TEL:03-5253-4111 (内線:3347)

《大学・高等専門学校（就職指導等に関する問い合わせ）》

文部科学省高等教育局学生・留学生課厚生係・就職指導係

TEL:03-5253-4111 (内線:2519)

※講師派遣等に関する問い合わせ先

別添に掲載されている都道府県労働局総務部企画室